

カナダ 未成年者渡航時の渡航同意書および必要書類について

カナダ市民権・移民省（CIC）によると、18歳未満の未成年者がカナダへ入国する際、未成年者の安全確保のために、単独や片方の親同伴または親以外の大人の方と旅行する場合、綿密な審査が行われています。

下記表の渡航同意書や書類は、必ずしも提示を求められませんが、カナダ市民権・移民省（CIC）より、入国審査官が書類を求める場合に備えて携帯することを強く推奨されているものです。

親が未成年者のカナダ滞在を許可していることを、入国審査官が判断できない場合、入国に時間がかかる、または入国拒否となる可能性があります。

詳細は、カナダ市民権・移民省（CIC）ホームページ(英語)をご確認の上、渡航同意書および必要書類の持参につきましては、お客様ご自身でご判断頂くようお願いいたします。

1. カナダ市民権・移民省（CIC）が持参を推奨する書類は以下の通りです

※18歳未満の方が両親と同行する場合 書類は不要です

※18歳未満の方が単独で渡航する場合

- 両親（法定後見人）のサイン入り渡航同意書（英文または仏文）
 - ・両親（法定後見人）の連絡先住所と電話番号、およびカナダ滞在中の未成年者に対して責任を有する成人の名前・住所・電話番号の記載必要
- 出生証明書または戸籍謄本（抄本）
- 両親または法定後見人のサイン入り旅券または公的身分証明書のコピー

※18歳未満の方が片方の親と同行する場合

- 同行しない片方の親のサイン入り渡航同意書（英文または仏文）
 - ・同行しない親の連絡先住所と電話番号の記載必要
- 出生証明書または戸籍謄本（抄本）
- 同行しない親のサイン入り旅券または公的身分証明書のコピー
- 両親が別居・離婚されており、養育権を共有している場合：
法的監護文書（裁判所からの判決文、戸籍等）のコピー
- 両親が別居・離婚されており、片方の親が養育権を有している場合：
養育権を定めた書類（裁判所からの判決文、戸籍等）のコピー。同意書には、養育権を有する親のみがサインする。
- 片方の親が亡くなっている場合：死亡証明書のコピー

※18歳未満の方が法定後見人または養父母と入国する場合

- 法定後見人と入国する場合：後見に関する立証書類コピー
- 養父母と入国する場合：養子縁組書類のコピー

※18歳未満の方が両親または法定後見人以外の成人と同行する場合（修学旅行も含む）

- 両親（保護者）の渡航同意書（英文または仏文）
 - ・両親（法定後見人）の連絡先住所と電話番号の記載必要
- 両親または法定後見人のサイン入り旅券または公的身分証明書のコピー

注) 同意書は、最寄りの公証役場にて認証を受けることを強く推奨されています。

・カナダ市民権・移民省（CIC）ホームページ（英語）

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/arriving.asp>

渡航同意書（記入例）http://www.mwt.co.jp/kaigai/semmonten/northamerica/img/consent-form_ex.pdf

渡航同意書（空白フォーム）<http://www.mwt.co.jp/kaigai/semmonten/northamerica/img/consent-form.pdf>